

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊根町長 吉本 秀樹

市町村名 (市町村コード)	伊根町 (26463)
地域名 (地域内農業集落名)	筒川地区 筒川下地区(越山、滝根、湯之山、成、菅野) 筒川上地区(本坂、朴丸、河来見、薦池、野村、寺領)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 10日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・耕作者の高齢化が課題である。鳥獣害被害が大きく、対策に労力を要する。また、後継者問題、労力にわりに所得が低い農業であることから、新規就農者の希望もない状況。
- ・水路の維持管理が困難
- ・急傾斜の法面が多く、草刈り作業に時間を要する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻生産を中心とした農業経営を継続する。耕作放棄地の発生防止、農業用施設の維持管理対策として、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を継続して活用する。
- ・丹後産コシヒカリ栽培歴に基づく生産を徹底し、良食味米生産に取り組む。また、圃場条件の悪い場所は、そばを生産する。
- ・新規就農者の受け入れ体制を構築する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	70 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	70 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農用地区域内の農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・定期的な協議の場の設定を行い、農地の効率的な土地利用と生産性の向上に繋げていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び農業委員、地域の多様な担い手で協議をする。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業生産にとって最も基礎的な資源である農地や農業用水を、良好な営農条件を備えたものに整備する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・人材連携を行い、多種業務の人材を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ②化学合成農薬や化学合成肥料を通常の栽培より半分以下に減らして栽培することで消費者が安心感を持って購入できるようにしていく。
- ③ICTやロボット技術を活用し、作業の効率化や品質向上を実現する。
- ⑦耕作放棄地等の発生防止のため、農地を耕作可能な状態にしておく。